

平成30年度東京都内アスベスト補助制度一覧(除去等工事)

区	補助制度の概要	補助額	申込み期間
千代田区	除去工事完了後概ね5年以上継続して使用するもの 1 住宅に付属する駐車場及び倉庫等 2 マンションの共用部分 3 機械式立体駐車場	除去工事に要した費用の2/3の額。 ただし、機械式立体駐車場は1棟1,400万円を限度とし、その他は、100万円を限度とする。	平成30年9月28日
港区	助成対象となる建築物 アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用し、又は使用した疑いのある建築物であること。 助成対象者 ①区内に対象となる建築物を所有する個人又は中小企業者 ②区内にある共同住宅の管理組合の代表者	建築物のアスベスト除去等(除去・封じ込め・囲い込み)工事に要する費用の1/2相当額(上限額:戸建住宅50万円、共同住宅・事業所等 200万円)	助成申請を行った年度内に検査が完了し、同一年度の3月10日までに完了届を提出でき、かつ、同一年度の3月31日までに助成金請求書を提出できること。
新宿区	区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、アスベスト含有調査で吹付けアスベストが有ることを確認済の建築物所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	除去等工事費(消費税相当額を除く)の2/3相当(上限 一戸建て住宅 50万円/棟 分譲マンション・その他 300万円/棟)	毎年度4月当初から11月頃(予算がなくなり次第終了)
台東区	1. 助成対象工事 分析調査の結果アスベストの含有が認められた建築物に対して行うアスベスト除去、囲い込み又は封じ込め工事。 2. 助成対象者 調査・分析に関する補助制度と同じ	費用の2分の1を乗じて得た額とし、かつ限度額は以下のとおり。 住宅、兼用住宅又は個人所有の建築物 30万円 共同住宅 100万円	なし
品川区	助成件数:3件(先着順) 助成対象:吹付けアスベスト・石綿含有吹付けロックウールのうち、アスベストを0.1%以上含有するものの除去工事費 ※分析調査助成と対象範囲が異なる。こちらは国費対象。 助成対象者:(1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの) (2)管理組合の代表者 (3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物 ※建築物石綿含有建材調査者の関与が助成の要件。	除去工事費の2/3相当上限200万円/棟	平成31年1月11日まで(ただし、平成31年3月8日までに完了報告書の提出ができることを条件とする)(年度毎)
目黒区	区内の自己居住用住宅の吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事。 (注)一住宅一回限りで一般リフォーム工事と併用可 事前に分析調査の結果、アスベストの含有が認められていること。 工事費用が税抜き20万円以上の工事。	工事費用(税抜の見積金額と実際工事金額の低いほうの金額)の10%(千円未満切り捨て)、アスベスト除去工事は20万円限度	申請時に未着工で、年度末までに工事および支払いが完了すること
大田区	区民であること。 工事対象住宅に居住していること(工場や店舗等は対象外)。特別区民税・都民税を滞納していないこと。 区内に主たる事業所(本社)を有している中小企業者に工事を発注すること等。	実際の工事費用(税抜)の10%(上限30万円)。	第1期～第5期(偶数月)とし、工事を始める前に事前申込を行う。
練馬区	・区内に所在する民間の建築物等 ・平成9年3月31日以前に建設されたもの ・アスベスト除去工事が行われるもの ・アスベスト除去工事完了日から引き続き5年間継続的に利用されるもの ・住民税および軽自動車税を滞納していない ・一棟一回限り	・戸建住宅 助成率3分の2 上限200万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等助成率2分の1 上限400万円	4月1日から3月31日まで(請求が3月15日まで)
足立区	・平成18年9月30日までに建築された建築物または工作物が対象 ・工事前の申請 ・対象建築物・工作物につき1回を限度 ・除去等工事完了日から5年間継続的に使用される建築物	助成率:対象除去等工事費の50%限度額:一戸建て住宅 50万円 :共同住宅 200万円 :上記以外 200万円	助成申請を行った年度内に工事が完了し、助成金の交付請求を同一年度の3月31日までにすることができる期間
葛飾区	屋内外にアスベストを含有する吹き付け材が使用されたもの。 (要・アスベスト調査報告書) 助成対象建築物:区内の住宅・兼用住宅、共同住宅 助成対象者:当該建築物の所有者、または建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体。(管理組合)	住宅・兼用住宅:1件30万円を限度に、対象経費の1/2 共同住宅:1件100万円を限度に対象経費の1/2	受付期間は平成30年4月2日から平成31年1月18日まで ※期限内に間に合わない場合は要個別相談
江戸川区	アスベストが含有されている吹付け材の除去、囲い込み又は封じ込めの工事。(除去工事後、引き続き使用する建築物に限る。)	戸建て住宅(兼用・併用住宅含む):除却工事費の3分の2(限度額30万円) その他建築物:除却工事費の3分の2(限度額100万円)	4月1日から3月31日まで(申請から工事を経て請求までの手続きを3月15日までに完了)